

「情報社会と私法」例題1の資料(2) 5月7日(木) 10:20～
(講義時間までに、印刷して手元に用意して下さい。)

- 5 不法行為責任の成立要件(主に民法709条):論点(1)(2) 潮見 p10、内田 p331
- ①故意または過失 ②によって(因果関係) ③他人の権利・利益を侵害した(違法性)
④損害の発生 ⑤責任能力(712条・713条)
- (1)過失とは 注意義務の違反:注意義務の内容は予見と結果回避 潮見 p27、内田 p336
違反の判定は通常人を基準にする。専門領域については通常の専門家の(一般より高い)
注意義務 → 職業倫理をわきまえる必要性
ネット管理者やプロバイダの注意義務の内容 → プロバイダ法とガイドライン参照
- (2)因果関係 潮見 p41、内田 p385 風が吹けば桶屋が儲かる
- (3)権利・利益侵害(「名誉」とは何か。権利・利益か):違法性=相関関係説 潮見 18、内田 359
- (i)名誉の侵害 → 民法710条 損害賠償 潮見 204、内田 370
- (ii)名誉毀損 → 民法723条 名誉回復
事実摘示による名誉毀損 潮見 204、内田 371
意見表明による名誉毀損 潮見 208、内田 372 刑法230条にはない
- A 刑法の名誉毀損罪の構成要件
①公然と ②事実を ③摘示し ④人の名誉を毀損した
名誉毀損にならない(違法性阻却の)要件 ①公共の利害に関する事項 ②真実性
- B 民法の名誉毀損の例
- (a)判例①最判昭和31.7.20。「多摩の上海事件」:社会的評価の低下を認めた例 潮見 204
見出し:「深夜、警官300名が包囲 “多摩の上海”の手入れ、台湾人の麻薬団を検挙」
記事:「調べによると畑の中にあるこの建物は『三多摩のシャンハイ』といわれ、
台湾人63世帯167名が住み、繊維、麻薬などのブローカーを常習としており、
付近の人々は厳重な監視網によって立ち入りや交際を断たれていた」
判決:そこに住む住人の名誉を毀損した → 記事取消(723条)
「一般読者の普通の読み方を基準として解釈した意味内容に従って」判断する。
潮見 204、内田 372
- (b)判例②最判昭和41.6.23.公共の利害に関する場合:真実性の証明不要 潮見 206、内田 372
昭和30年の衆議院総選挙の立候補者について新聞社会面トップ欄に「署名凶や
殺人前科」の見出しで記事を掲載。当該候補者は落選した。記事内容の一部:「S
大学経済専科という3ヶ月の夜間講習会を修了しただけなのに、選挙公報には同大学
専門部を卒業したかのように経専科卒と表示している。警察は経歴詐称に当たると
して追求している。・・・殺人事件をおこして懲役12年の言い渡しを受け、大赦
仮出所で昭和28年の選挙に辛うじて被選挙権を得たばかりである。」
判決:(i)民事でも摘示された事実が真実であれば、違法性がなく、不法行為は
成立しない。(ii)真実であることが証明されなくても、「その事実を真実と信ずる
についての相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、
不法行為は成立しない」。この事件では、経歴詐称を除いて真実であり、経歴詐称
についても真実と信じる相当の理由があった。衆議院選挙の立候補者に関することだ
から、公共の利害に関する。名誉の侵害にならない。
→ 刑事事件への影響 最大判昭和44.6.25:相当理由があれば真実性の証明不要
- (c)意見ないし論評の表明 判例③最判平成9.9.9(夕刊フジ事件):ある事実を前提とし
て意見ないし論評の表明による名誉毀損があった場合には、(ア)その行為が、公共
の利害に関し、かつ公益目的であり、(イ)前提事実につき、真実性の証明があるか、
または真実と信じる相当の理由があれば、違法性が阻却される。潮見 208、内田 372
- (d)ネット上の名誉毀損に特殊な点があるか 内田 375
- ア 対抗言論の主張により違法性が阻却される可能性
対抗言論とは、「対等な討論の場に自らの意思で身を置いた以上は、そこで名誉毀
損的な攻撃がなされても、それが自己の発言に対する反撃としてなされた場合には、
原則として対抗言論で応ずることを引き受けたものとして、名誉毀損の違法性阻却を
認めようという考えである」(高橋和之ほか『インターネットと法』3版80頁)
- 判例は、ほぼ認めていない。民事の下級審:ニフティサーブ「本と雑誌のフォー
ラム」事件では認められたが、他の多くの下級審は否定。刑事の最決平成22.3.15も否定。
- イ 判例④最判平成24.3.23:ネット上の名誉毀損に関する民事で唯一の最高裁判例は、
ネットの特殊性を否定 (ア)社会的評価の低下の有無は「一般の読者の普通の注意と
読み方を基準として判断すべき」と解して判例①を引用した。(イ)ネットの一般的
な特性として、情報に対する信頼性が低いことを認めなかった。(ウ)ただし、加害
者に有利になるようなネット上の特殊性を否定したに過ぎず、被害者保護に必要な特
殊性を否定したわけではないとみることができる。
- 前田「ネット上の名誉侵害による不法行為」参照。社情 HP → 教育・研究センター → 社会情報学部研究論集
(過去の論集) → 第21巻(2014年)

主文

原判決を破棄する。
本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理由

上告代理人升本喜郎ほかの上告受理申立て理由について

1 本件は、上告人らが、インターネット上のウェブサイトにて被上告人が掲載した記事により名誉を毀損されたと主張して、被上告人に対し、不法行為に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審の確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

(1) X1(以下「上告人会社」という。)は、九州地区を中心として日刊新聞の発行、販売を行っている会社である。X2、X3及びX4(以下「X2ら」という。)は、いずれも上告人会社の従業員で、X2は法務室長の地位にあり、X3及びX4は販売局に勤務している。

(2) 被上告人は、フリーのジャーナリストであり、インターネット上に自ら開設した誰でも閲覧可能なウェブサイト(以下「本件サイト」という。)等において、新聞社の新聞販売店への対応や新聞業界の体質を批判的に報道している。

(3) 被上告人が平成20年3月1日に本件サイトに掲載した「臨時ニュース」と題する記事(以下「本件記事」という。)には、「X1は1日、福岡県久留米市にあるA販売店のB所長に対して、明日2日から新聞の商取引を中止すると通告した。現地の関係者からの情報によると、1日の午後4時ごろ、X1のX2法務室長、X3担当、X4担当の3名が事前の連絡なしに同店を訪問し、B所長に取引の中止を伝えたという。」との記載に続いて、「その上で明日の朝刊に折り込む予定になっていたチラシ類を持ち去った。これは窃盗に該当し、刑事告訴の対象になる。」との記載(以下「本件記載部分」という。)がある。

(4) 平成20年3月1日にX2らがA販売店(以下「本件販売店」という。)を訪問して取引中止を伝えた事実はあるが、その後に本件販売店から翌日の朝刊に折り込む予定であったチラシ類(以下「折込チラシ」という。)を持ち帰ったのは、X2らではなく、新聞折込広告代理業を営むC社(以下「訴外会社」という。)の従業員であり、同従業員は、本件販売店の所長の了解を得た上で、これを持ち帰ったものであった。

(5) 上告人らは、本件記載部分が上告人らの社会的評価を低下させる事実を摘示するものであると主張するのに対し、被上告人はこれを争っている。

3 原審は、上記事実関係の下において、次のとおり判断して、上告人らの請求をいずれも棄却すべきものとした。

本件記載部分のうち、第1文である「その上で明日の朝刊に折り込む予定になっていたチラシ類を持ち去った。」という部分は、本件販売店を訪れて取引中止を伝えたX2らが退出する際に店内にあった折込チラシを持ち帰った旨の事実を摘示するものであり、第2文である「これは窃盗に該当し、刑事告訴の対象になる。」という部分は、第1文で摘示した事実関係を前提とした被上告人の法的見解を表明するもので、本件記事を閲覧した一般の閲覧者は、被上告人が突然の取引中止の通告等を批判する趣旨で殊更に誇張した法的評価を加えていると受け止めるのが自然であって、直ちにX2らが現に「窃盗」に該当する行為を行ったものと理解する可能性は乏しかったから、本件記載部分によって上告人らの社会的評価が低下したということはできない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものである(最高裁昭和29年(オ)第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照)。

前記事実関係によれば、本件記事は、インターネット上のウェブサイトに掲載されたものであるが、それ自体として、一般の閲覧者がおおよそ信用性を有しないと認識し、評価するようなものであるとはいえず、本件記載部分は、第1文と第2文があいまって、上告人会社の業務の一環として本件販売店を訪問したX2らが、本件販売店の所長が所持していた折込チラシを同人の了解なくして持ち去った旨の事実を摘示するものと理解されるのが通常であるから、本件記事は、上告人らの社会的評価を低下させることが明らかである。

(2) そして、前記事実関係によれば、本件販売店の所長が所持していた折込チラシは、訴外会社の従業員が本件販売店の所長の了解を得た上で持ち帰ったというのであるから、本件記載部分において摘示された事実は真実ではないことが明らかであり、また、被上告人は、上告人会社と訴訟で争うなど対立関係にあったという第三者からの情報を信用して本件サイトに本件記事を掲載したと主張するのみで、本件記載部分において摘示した事実が真実であると信ずるにつき相当の理由があったというに足りる事実を主張していない。

(3) そうすると、被上告人が本件サイトに本件記事を掲載したことは、上告人らの名誉を毀損するものとして不法行為を構成するべきである。

5 以上と異なる見解の下に、本件記事について、不法行為を構成することを否定し、上告人らの請求をいずれも棄却すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、上告人らの被った損害について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 古田佑紀 裁判官 竹内行夫 裁判官 須藤正彦 裁判官 千葉勝美)